

## 子ども・子育て支援新制度本格施行に伴う各種基準について

### 1 背景

平成 24 年 8 月、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て関連 3 法が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が創設された。

今般、平成 27 年 4 月本格施行予定の「子ども・子育て支援新制度」開始に向け、市が行う事務のうち、特定教育・保育施設の運営、特定地域型保育事業施設の設備及び運営、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、必要となる基準を条例で定めるもの。

### 2 概要

#### ①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を受けている特定教育・保育施設(保育所、幼稚園、認定こども園)、特定地域型保育事業の施設・事業(小規模保育等)からの申請に基づき、その施設・事業者が給付(施設型給付、地域型給付)の対象となることを確認するための運営に係る基準を定めた。

#### ②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

地域型保育給付の対象となる施設・事業所(小規模保育等)を特定地域型保育事業とした上で、市による認可事業と位置付けるため、その基準を定めた。受け入れ対象年齢は、特に保育需要が高い満 3 歳児未満とする。(3 歳以上児は、政令の定めにより、特例給付として利用定員の範囲内で受け入れ可能となる特例措置あり)

#### ③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

これまで、国のガイドラインに沿って行ってきた放課後児童健全育成事業(学童保育)の設備及び運営の基準を定め、職員の要件や資格、施設の規模等を規定した。

### 3 内容

#### ①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

##### 【規定する項目】

分類	項目
(1)利用開始に伴う規定	<ul style="list-style-type: none"><li>・内容、手続きの説明、同意、契約</li><li>・応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)</li><li>・定員を上回る利用申し込みがあった際の選考</li><li>・支給認定証の確認、支給認定申請の援助</li></ul>
(2)教育・保育の提供に伴う規定	<ul style="list-style-type: none"><li>・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</li><li>・子どもの心身の状況の把握</li><li>・子どもの適切な処遇(含・虐待防止)</li><li>・連携施設(地域型保育事業のみ)</li><li>・利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)</li><li>・利用者に関する市への通知(不正受給の防止)</li></ul>
(3)管理・運営等に関する規定	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の目的及び運営方針、職員の職種、員数等の事項を定めた運営規定の策定、掲示</li><li>・秘密保持、個人情報保護</li><li>・非常災害対策、衛生管理</li><li>・事故防止及び事故発生時の対応</li><li>・評価(自己評価、関係者評価、第三者評価)</li><li>・苦情処理</li><li>・会計処理(会計処理基準、区分経理、使途制限)</li><li>・運営に関する記録の整備</li></ul>

## ②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

保育需要の増大に柔軟に対応できるよう、客観的な認可基準に適合する事を求めたもの。(計画で不足のない場合は認可しないことができる。)

### 【家庭的保育事業等の類型】

類 型	内 容
家庭的保育	利用定員を5人以下とし、保育者の居宅その他の場所で、家庭的な雰囲気の中で保育を実施
小規模保育 (A・B・C)	利用定員は6人以上19(C型は10)人以下とし、保育のみを目的とした様々なスペースにおいて小規模な保育を実施
居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅において、1対1を基本とする保育を実施
事業所内保育	企業が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施 従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

### 【項目別基準】

項目	小規模保育	家庭的保育	居宅訪問型保育	事業所内保育
配置職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1+1	0～2歳児 3:1	0～2歳児 1:1	定員 20以上 同保育所 定員 19以下 同小規模B
保育従事者の資格	A:保育士 B:保育士1/2 C:家庭的保育者(同右)	家庭的保育者 (市長・県知事等が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識・経験を有すると市長が認める者)	家庭的保育者 (同左)	定員 20以上 同保育所 定員 19以下 同小規模B
設けるべき保育室等	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室 又は遊戯室	保育を行う専用居室	—	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室 又は遊戯室

保育室等の面積	乳児・ほふく室 1人 3.3㎡ 保育室 1人 1.98㎡	1人 3.3㎡ (居室として9.9㎡が必要)	—	定員 20以上 同保育所 定員 19以下 同小規模B
屋外設備	屋外遊戯場 (付近の代替地可)	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 (付近の代替地可)	—	屋外遊戯場 (付近の代替地可)
給食	自園調理 (連携施設からの搬入可)	自園調理 (連携施設からの搬入可)	—	自園調理 (連携施設からの搬入可)
給食設備	調理設備	調理設備	—	定員 20以上 調理室 定員 19以下 調理設備
給食職員	調理員 (連携施設から搬入する場合不要)	調理員 (連携施設から搬入する場合不要)	—	調理員 (連携施設から搬入する場合不要)
耐火基準等 (建築基準法、消防法の規制前提)	認可保育所に準じた上乗せ規制	上乗せ規制なし	—	同小規模保育
連携施設等 ※	設定必要	設定必要	必要な際設定	設定必要
嘱託医	必要 (連携施設と同一の嘱託医可)	必要 (連携施設と同一の嘱託医可)	—	必要 (連携施設と同一の嘱託医可)

※連携施設とは、卒園後の受皿や保育内容の支援を行う施設。幼稚園、保育所、認定こども園を想定。連携内容は、給食、健診、園庭開放、合同保育、行事等

③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

利用する児童が、明るく、衛生的な環境の中で、素養があり、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保証するために最低基準を定めたもの。

【各種基準】

項目	内容
一般原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権配慮、人格尊重の義務</li> <li>・事業に対する自己評価、内容公表</li> <li>・施設設備の保健衛生、危害防止への配慮</li> </ul>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用区分面積 1.65 m<sup>2</sup>/人</li> </ul>
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援単位ごとに2人以上</li> </ul>
職員資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童支援員を最低1名配置 (保育士・社会福祉士・教諭等の有資格者、若しくは一定期間児童福祉事業に従事した者で、県知事が行う研修を修了した者)</li> </ul>
平等の原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍、信条、社会的身分によつての差別的処遇禁止</li> </ul>
虐待禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の心身へ有害な影響を及ぼす行為の禁止</li> </ul>
帳簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員、財産、収支、利用者の処遇等の状況を明らかにする帳簿の整備義務</li> </ul>
苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情受付窓口の整備</li> <li>・市からの指導、助言に対する改善義務</li> <li>・調査に対する協力</li> </ul>
開所時間日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の休業日 8時間/日</li> <li>・小学校の休業日以外 3時間/日</li> <li>・年間 250 日以上</li> </ul>

#### 4. 規則等で定めるべき基準(議題)

【「保育の必要性の認定に関する規則」に規定する内容】

項目	国基準	中間市現在の基準	新基準(案)
1. 保育必要性の認定 時間数(保護者の就労)	月に48時間～64時間の間で、市町村が定める。	4時間/日 15日以上/月 概ね 月60時間	4時間/日 15日以上/月 概ね 月60時間
2. 保育必要量の認定	標準:月120時間以上の就労で11時間 短時間:上記未滿で8時間	—	保護者の希望以外では、当分の間標準を適用。
3. 優先利用すべき事由 (園の選択)	ひとり親 生活保護受給世帯 急遽就労必要 虐待等社会的養護 児童の障がい 育児休業から復職 他の児童と同一園 小規模保育等卒園 その他	国基準に加え 災害復旧 保護者の疾病等	国基準に加え 災害復旧 保護者の疾病等